

## 村内一斉大清掃のお知らせ

きれいな村づくりのため、村内一斉に清掃活動を行います。各戸に1名以上のご協力をお願いします。

地区ごとに区長さんの指示のもと、道路や公園などに散乱するごみの収集にご協力ください。

### ●日時

4月16日(日) 午前7時30分～

※雨天実施、荒天中止の場合は、当日の同報無線にてお知らせします。

※清掃終了は各地区の区長さんの指示によります。

### ●お願い

収集ごみは、3種類のごみ袋(可燃・不燃・プラスチック類)に分けて地区ごとに収集場所に集めてください。(午前9時ごろから順番に業者が回収します)

収集した空き缶やペットボトル、びんなどの資源ごみは、種類ごとに分けて地区ごとに収集場所に集めてください。個人の粗大ごみは、別に許可を

とって、投棄場に搬入してください。方法はすこやかカレンダーに記載していますが、ご不明な点はお問合せください。

### ●注意事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、清掃活動を行う際は、次のことに注意してください。

- ごみに直接触れないように、軍手等を使用する
- 人との間隔はできるだけ空け、密接を避ける
- マスク・ティッシュ・たばこなどは飛沫が付着する部分に触れないよう注意して火ばさみ等で拾う
- ごみ袋の口をしっかりしばる
- 活動後は水と石けんで丁寧に手を洗いをする

### ●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

## 通学路指導員募集

教育委員会では、飛鳥学園に通う生徒の登下校時の安全を確保するため、通学路指導員を募集します。

通学路指導員とは、生徒の登下校時に、通学路指導員リーダーが指定する通学路の場所に配置され、生徒の安全の確保と通学路での指導を行う方です。

### ●募集要件

村内に在住の方で、次の要件を満たしている方なら、どなたでも通学路指導員になれます。  
・心身ともに健康で生徒の安全の確保と通学路での指導に意欲のある方  
・教育委員会と通学路指導員リーダーの趣旨を理解してくださる方

### ●報酬

1時間…1,000円  
1時間30分…1,500円

### ●応募方法

通学路指導員登録書にご記入のうえ、教育委員会教育課までご提出ください。

### ●必要書類

・通学路指導員登録書  
・教育委員会教育課で配布します。または村公式ホームページよりダウンロードできます。

### ●問合せ先

中央公民館内教育課

## 寄付をいただきました

共英製鋼㈱名古屋事業所様より、地域貢献活動の一環として、本村の地域活動団体に寄付をいただきました。

寄付金は飛鳥村文化協会、飛鳥村夏まつり実行委員会、飛鳥村スポーツ協会、スポーツクラブとびしまに贈られ、飛鳥学園の新1年生には防犯ブザー、キラのび隊にはCDラジオ、ボランティアグループ「トリトン」にはエプロンおよびブラックボードが寄贈されました。

### ●問合せ先

総務部総務課



## 飛島村議会議員一般選挙のお知らせ

### ●投票日および投票時間

4月23日(日) 午前7時～午後8時

### ●投票場所

飛島投票区 中央公民館ホール  
大宝投票区 大宝八島集会所  
政成投票区 新政成一時避難所

### ●告示日

4月18日(火)

### ●住所要件

令和5年1月17日以前から引き続き村内に住んでいる方で、選挙人名簿に登録されている方

### ●年齢要件

平成17年4月24日以前に生まれた方(投票日現在で満18歳以上の方)

### ●期日前投票

選挙は、選挙期日(投票日)に投票所で投票することが原則となっていますが、投票日に仕事や旅行などの理由で投票所に行けない人のために、期日前投票制度が設けられています。

### 投票所入場券裏面への期日前投票宣誓書の記入について

飛島村では、期日前投票宣誓書を投票所入場券の裏面に印刷しています。

事前にご自宅等で住所や氏名等をご記入いただくことにより、期日前投票所での受付がスムーズに済みます。期日前投票される場合は、投票所入場券裏面の宣誓書にご記入いただき、期日前投票所へお持ちください。

なお、選挙当日に投票される方は、期日前投票宣誓書への記入は不要です。

### 投票期間

4月19日(水)～22日(土) 午前8時30分～午後8時

### 投票場所

飛島村役場1階 会議室B

※総務部総務課までお越しください。

### ●不在者投票

飛島村以外の選挙管理委員会での投票や病院・老人ホーム等の指定施設での投票をすることができる制度です。

### 不在者投票期間

4月19日(水)～22日(土)

### 飛島村から他の市町村へ転出した方

住民であることが投票の条件になるので、飛島村から転出した時点で選挙権が無くなります。投票日の前日までに村外に転出された人は、投票日の投票はできません。ただし、転出(予定)日までは期日前投票ができます。

### 飛島村以外の選挙管理委員会で投票を行う場合

宣誓書・請求書に必要事項を記入のうえ、飛島村選挙管理委員会へ提出してください。(宣誓書・請求書用紙は飛島村選挙管理委員会へ請求してください。)

宣誓書・請求書が飛島村選挙管理委員会に届きましたら住所地(滞在地)へ投票用紙や不在者投票証明書等を送付しますので、到着後、最寄りの選挙管理委員会で不在者投票をしてください。

### 病院や指定施設での投票の場合

病院や施設の方に申し出てください。病院、施設が投票用紙などの請求を行いますので、病院、施設の指示に従って投票を行ってください。

### ●郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、投票所に行って投票することができない方のために、郵便により投票ができる制度です。ただし、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付および介護保険の要介護認定を受けている方で次の方が該当となります。

※詳しくは、選挙管理委員会までお問合せください。

### 郵便等による不在者投票のできる方

交付手帳等名 障害等の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険の 被保険者証
両下肢・体幹	1級または2級	特別項症から 第2項症まで	—
移動機能	—	—	—
心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から 第3項症まで	—
肝臓	1級から3級まで	—	—
免疫	—	—	—
要介護状態区分	—	—	要介護5

### 代理記載のできる方

(郵便等による不在者投票のできる方のうち、下表に該当する方)

交付手帳等名 障害等の種類	身体障害者手帳
上肢または視覚	1級

●問合せ先 総務部総務課内 飛島村選挙管理委員会

## 飛鳥村チャイルドシート 購入費補助金の 廃止について

チャイルドシート購入費補助金は、育児奨励金を拡充(新生児1人当たり5万円支給)することに伴い、令和5年3月31日をもって廃止することになりました。

なお、令和5年3月31日時点で村内に住所を有する6歳以下のお子さまを養育する保護者であって、これまでにチャイルドシート購入費補助金の交付を受けていない場合は、令和5年9月30日までに申請していただければ補助金の交付を受けることができます。

● **問合せ先**  
すこやかセンター内福祉課



## 狂犬病予防集合注射の 中止について

狂犬病予防法では生後91日以上が経過した犬を飼っている方は、犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。

本村では、毎年4月にすこやかセンターにて狂犬病予防集合注射を実施してきましたが、関係団体と協議の結果、令和5年度以降の開催を中止とすることになりました。

ご来場を予定されていた方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、狂犬病の予防注射は動物病院で受けることができます。

「犬の登録・狂犬病予防注射のご案内」のはがきを持参のうえ、動物病院にて注射を済ませてください。診察時間や料金については、各動物病院へお問合せください。

● **問合せ先**  
すこやかセンター内保健環境課

## 自転車乗車用 ヘルメット購入費補助金

本村では、転倒や交通事故の際に頭部を保護する自転車乗車用ヘルメットの着用を促進するため、自転車乗車用ヘルメットを購入する場合に、その費用の一部を次のとおり助成しています。

### ● 対象者

村内に住所を有する7歳から18歳までの方および65歳以上の方(補助申請年度末に当該年齢に到達する方を含む)

### ● 対象となるヘルメット

令和5年4月以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットであり、SGマーク、JCFマーク、CEマークなど安全性の承認を受けたもの

### ● 補助率等

・ 購入金額の2分の1の額または2,000円のいずれか低い額(その額に100円未満の端数がある場合は切り捨て)

・ 1人につき1個(回)限り

### ● 必要書類

・ 補助申請書  
開発部建設課で配布します。

または村公式ホームページよりダウンロードできます。  
領収書の写し(保護者がまとめて申請する場合はお子さまごとに領収書が必要です)

・ 生年月日を証明するもの  
・ 自転車乗車用ヘルメットの安全承認適合がわかるもの(自転車乗車用ヘルメットの現物提示でも可)

・ 納税証明書または村税納付状況を税務職員以外の村職員が調査することに同意する文書

・ その他村長が必要と認める書類  
※自転車乗車用ヘルメットを購入した年度末までに申請をお願いします。

● **問合せ先**  
開発部建設課





## 高齢者・心身障害者(児)者等福祉タクシー 料金助成の申請受付が始まります

医療機関への通院等の外出支援として、タクシー料金の助成を行います。必要な方は、申請をお願いします。

令和5年4月より  
「満65歳以上のすべての方」が  
対象となりました

### 対象者について

#### 高齢者等福祉タクシー

在住の方で次のいずれかに該当する方

- ・ 満65歳以上のすべての方
- ・ 40～64歳で介護保険の要介護または要支援認定を受けた方

※ただし、施設入所者は除く

#### 心身障害者(児)福祉タクシー

在住の方で次のいずれかに該当する方

- ・ 身体障害者手帳所持者で1級～3級に該当する障がい者を有する方
- ・ 療育手帳所持者でAまたはBの判定を受けた方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

※ただし、施設入所者は除く

### 助成内容

#### ●利用券交付枚数

年間36枚 ※乗車1回につき1枚使用可

《注意》

要件に複数該当していた場合でも、交付枚数は1人あたり年間36枚です。

#### ●助成金額

上限1,500円+迎車回送料金200円

※リフト付タクシー(大型車)の場合

リフト付タクシー大型車初乗初乗運賃相当額+迎車回送料金200円

### 申請について

#### ●申請期間

4月3日(月)から

#### ●持ち物

本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

介護保険被保険者証

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち所持しているもの

※同一世帯以外の方が申請する場合は、お問合せください。

●申請窓口・問合せ先 すこやかセンター内福祉課

## 海南病院通院支援タクシー 停留所の新設について

海南病院通院支援タクシーについて、4月1日(土)からNo47「飛島水防倉庫」の停留所を新設します。新規設置場所は次の図のとおりです。

なお、タクシーの便数や運賃については変更ありません。

ご利用の際は発車時刻の30分前までに次の予約専用電話番号で予約をしてください。

●予約専用電話番号 ☎0567-95-1524



## 献血のお知らせ

病气やけがなどで輸血を必要としている患者さんの尊い生命を救うため、献血のご協力をお願いします。献血される方はマスクの着用、体温測定および手指消毒にご協力ください。

●日 時

4月9日(日)

●受付時間

午後2時30分～3時30分

●場 所

中央公民館1階 ロビー

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

